

図書館システムのデータ移行問題検討会設置要項

(目的)

第1条 図書館システム更新時におけるデータ移行時に使用する用語の共通化及び機能要求仕様書等の適正化について検討し、図書館現場における図書館システム更新に伴う各種トラブルを未然に防ぎ、もってより良い図書館システムの普及を図り、図書館の振興に資することを目的として、図書館システムのデータ移行問題検討会（以下「本会」という。）を設置する

(設置の期間)

第2条 本会の設置の期間は2015年10月1日から2018年3月31日までとする。

(組織)

第3条 本会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 公立図書館のシステム知識と技術に精通する会員 若干名
- (2) 公立図書館の運営に精通する会員 若干名
- (3) 日本図書館協会理事等 若干名

2 委員の委嘱又は解任は、理事会の議決を経て理事長が行う。

3 本会の座長は委員の互選とする。

4 本会は必要に応じて、システムベンダーや専門家、各図書館担当者等に意見を聞くことができる。

(報告)

第4条 本会の検討結果は理事会に報告するとともに、検討成果物として刊行することを目指す。

(事務)

第5条 本会の事務は日本図書館協会事務局で行う。

(改廃)

第6条 この要項の改廃は、理事会の議決による

附則

1. 本要項は平成27年10月1日から施行する。

2. 本要項は平成29年3月17日から施行する。